

# インフルエンザの登園届

## 登 園 届

### 医療機関記入欄

下記患者は、インフルエンザ（A、B）と診断しました。

患者氏名：\_\_\_\_\_

生年月日： 年 月 日 生

学校保健安全法施行規則第19条第2項において、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」とされています。

※ 登園を再開する場合は下記の2つの基準を満たす必要があります。

基準1：症状は\_\_\_\_月\_\_\_\_日に出現していますので、登園は\_\_\_\_月\_\_\_\_日以降です。

(基準2：「解熱した後3日を経過するまで」は保護者が記入します。)

\* 発症した日を0日と数えます。5日間を経過し、6日目から登園は可能です。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

---

### 保護者記入欄

基準2：\_\_\_\_月\_\_\_\_日に解熱し、その後3日間は発熱がありません。

\* 解熱した日を0日と数えます。3日間を経過し、4日目から登校可です。

※ 上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、  
\_\_\_\_月\_\_\_\_日より、出席したいと思います。

令和 年 月 日

保護者氏名